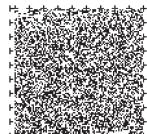


# 第2次八女市 地域福祉計画・ 地域福祉活動計画



平成30年3月  
八女市・八女市社会福祉協議会



## ごあいさつ

本市では、少子高齢化や核家族・単身家族化の進展、個人の価値観や生活様式の多様化、さらには若年層・労働力人口の市外流出に伴って、家族・親族間だけでなく、地域福祉の基盤である地域の支え合いやつながりの希薄化が大きな課題となっています。

平成25年3月に「八女市地域福祉計画」を策定し、基本理念を実現するために、地域で暮らす人々が、性別や年齢、しょうがないの有無などに関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていくような地域社会づくりに取り組んでまいりました。

市内各地域では、まちづくり団体を中心に地域振興計画が策定され、それぞれの地域の特性に合った理想像を掲げ、その実現に向けた取り組みの中で、暮らしに身近な地域で福祉の支え合いを実現するための福祉部会や福祉委員の設置等の取り組みが広まっています。

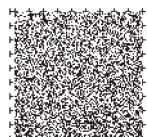
これらを受けて、地域福祉を一層推進するためには、地域福祉を推進する中核的な団体である社会福祉協議会との連携を今まで以上に密にする必要があることから、この第2次地域福祉計画を、同協議会の地域福祉活動計画と一体的に「第2次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画」として策定いたしました。

この計画は、これまで地域の皆様と培ってきた地域力を活かし、連携により福祉や生活課題の解決に取り組むものです。行政や社会福祉協議会、地域の関係機関・団体だけでなく、市民の皆様お一人お一人が主体的に参画していただくことが不可欠です。ぜひ、この計画の趣旨、理念をご理解のうえ、計画の推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査や地域懇談会等にご協力いただきました市民の皆様、関係機関・団体の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成30年3月

八女市長 三田村 統 之



## ごあいさつ

市民の皆様には、本会運営に対しまして格別のご支援とご協力を賜り心からお礼申しあげます。

近年、貧困問題をはじめ、虐待、孤立死、DV（家庭内暴力）被害及びひきこもりなど、新たな福祉課題への対応など、深刻な日常生活上の課題が顕在化しています。

これらの問題が生じる要因には、地域を取り巻く環境が大きく変化していることと関わりがあります。

本会は、このような地域の課題については他人ごとではなく「我が事」としてとらえ、制度や分野ごとの縦割りを超えて「丸ごと」受けとめ、共に支えていく取り組みを推進しているところです。



市民の皆様が住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、公的な福祉サービスの充実とともに、住民参加による介護予防、健康推進、更には「地域共生の社会づくり」のために地域のつながりを再構築していく取り組みが必要です。

これらを背景に、本会では、行政と社会福祉法人との計画が共通の施策や事業を協働、分担することが効果的との考え方から、このたび八女市の「第2次地域福祉計画」と一体的に向こう5年間の「第2次地域福祉活動計画」を策定しました。

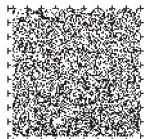
本計画は、基本理念である「心豊かに、共に支えあい、安心して健やかに暮らせる、優しいまち 八女」を実現するために多くの皆様のご協力を得ながら推進していく地域福祉活動プランであり、「福祉でまちづくり」を実現するかけはしとなるものです。

結びに、本計画の実現に向け、本会は地域福祉の推進役として、行政区長、民生委員・児童委員、まちづくり協議会の皆様をはじめ、市、地域の社会福祉法人、医療法人、NPO法人等、地域の皆様と協働し各福祉事業を推進してまいりますので、今後ともご支援・ご協力を賜りますよう、お願い申しあげ、ごあいさつとさせていただきます。

平成30年3月

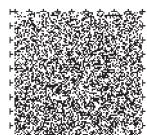
社会福祉法人 八女市社会福祉協議会

会長 橋爪 隆幸



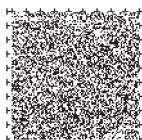
# 目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	2
1 計画策定の背景.....	2
2 地域福祉とは.....	2
3 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは.....	3
4 地域福祉推進に大切な四つの助けあいの視点と役割.....	4
第2節 本計画の位置づけ.....	5
1 地域福祉計画・地域福祉活動計画と他計画の関係について.....	5
2 本計画における「地域」のとらえ方.....	6
第3節 計画の期間.....	6
第4節 計画の策定方法と住民参画.....	7
第2章 地域福祉を取り巻く概況.....	9
第1節 人口・世帯の状況.....	10
1 年齢人口構成の推移.....	10
2 年齢3区分別人口構成の推移.....	11
3 世帯構成の推移.....	12
第2節 支援が必要な人たちの状況.....	14
1 要介護（支援）認定者数の状況.....	14
2 障害者手帳所持者等の状況.....	15
3 生活保護世帯・児童扶養手当受給者の状況.....	17
第3節 社会資源の状況.....	18
1 福祉サービス等に関わる施設・事業所の状況.....	18
2 福祉活動に関する人的資源の状況.....	20
第4節 第1次八女市地域福祉計画・地域活動計画のふりかえり.....	23
基本目標1 「心豊かなふれあい・支えあいのまちづくり」.....	23
基本目標2 「健康で生きがいの持てるまちづくり」.....	27
基本目標3 「安全・安心に暮らせるまちづくり」.....	28
基本目標4 「利用者本位のサービスが受けられるまちづくり」.....	30
第3章 計画の基本的な考え方.....	33
第1節 基本理念.....	34
第2節 基本目標.....	35
第4章 取り組みと役割分担.....	37
基本目標の見方と考え方.....	38

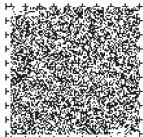


基本目標 1	相談しやすい雰囲気づくり.....	40
基本目標 2	連携した支援ができる体制づくり.....	46
基本目標 3	絆を深め孤立化を防ぐ地域づくり.....	52
基本目標 4	社会参加の意識づくり.....	58
第5章	社会福祉協議会の取り組み.....	67
第6章	計画の推進に向けて.....	93
第1節	計画の推進.....	94
1	「地域共生社会」の実現に向けて.....	94
第2節	計画の進行管理.....	95
1	推進委員会と計画の進行管理.....	95
資料編 1	地域の状況.....	97
資料編 2	.....	141
1	基礎調査・地域福祉ワークショップの概要とまとめ.....	142
I	基礎調査・地域福祉ワークショップの概要.....	142
II	地域福祉ワークショップでの現状課題のまとめ.....	145
2	第1次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画のふりかえり（詳細）.....	173
3	八女市地域福祉計画策定委員会要綱.....	183
4	八女市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会 設置要綱.....	184
5	八女市地域福祉策定委員会・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿.....	186
6	計画策定経過.....	187
7	用語解説.....	190
8	参考資料.....	200

本計画は、音声コード（Uni-Voice）を使用し、活字文書読み上げ装置やスマートフォン等のアプリを利用し、読み取ることができます。ただし、音声コードには文字数制限がありますので、内容は要約・省略をしております。また、機種によっては正しい読み上げができない場合がありますので、ご了承ください。



# **第1章 計画の策定にあたって**



## 第1節 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の背景

近年の日本は、少子高齢化が急速にすすみ、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えています。加えて一人ひとりの生活が多様になり、地域における人と人とのつながりが希薄化しています。地域や家庭の支えあう力が弱まり、地域社会のあり方が大きく変わりつつあります。

支援が必要なひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の増加はもちろんのこと、高齢者等の孤立死、引きこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待の増加、自殺者の増加、貧困の拡大等、様々な課題があります。市民の福祉ニーズは多様化・複雑化し、これまでの公的な福祉サービスだけで十分な対応をすることが難しくなってきています。

八女市においても、このような地域社会の変化や、福祉ニーズの多様化の動きは、身近な出来ごととして認識されるようになりました。本市はもともと地域の人々のつながりが豊かな地域ですが、若年世代の人口流出や少子化による人口減少が著しく、少子高齢化が急速にすすんでいるために、社会参加の大切な機会である地域での活動や行事等の継続が難しい傾向にあります。また、地域での見守り活動やサロン活動等、担い手を確保することが大きな課題となっています。

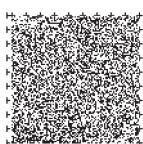
### 2 地域福祉とは

#### ■地域福祉推進の理念「地域共生社会」

「地域で共に暮らす人々が、性別や年齢、しうがいの有無に関係なく、お互いに支えあい、助けあいながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていくような地域社会をみんなで築いていくこと」これが地域福祉の理念です。

そのためには、市民一人ひとりや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業者等が、行政機関や社会福祉協議会と協働し、それぞれの役割や特性を活かしながら、よりよい方策を見つけていくことが必要であり、地域福祉を推進する重要な担い手として期待されています。

また、従来の制度・分野ごとの縦割りを超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域の生活課題を「我が事」として考え、誰もが「支える人」であり「支えられる人」として、人と人、人と資源が世代や置かれた立場、身体状況等を超えて「丸ごと」つながること=これからの時代に求められる「地域共生社会」の考え方です。



### 3 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

---

#### ■地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する行政計画です。本市の地域福祉を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みをすすめ、「共に生きる地域社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」を定めます。

高齢者、児童・子育て支援、しうがい者、生活困窮者支援等の福祉に関し、関連する市の分野別計画と整合・連携を図りながら、地域福祉に関する事項を横断的につなげる計画とします。

#### ■地域福祉活動計画

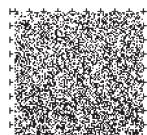
地域福祉活動計画は、公的制度では補えない福祉的課題を、地域住民やボランティア団体、地域の事業者等の民間団体が相互に協力して解決し、支えあいのまちづくりを推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画で、社会福祉協議会が策定します。

第1次八女市地域福祉活動計画では「小地域福祉活動事業」を推進しました。これは、高齢者、しうがい者等の在宅生活を支えるため地域住民と関係機関が協力し合う見守り活動で、現在の少子高齢社会とこれから的人口減少社会を見据えた際、大事な基盤となるものです。この取り組みをこれからも計画的にすすめていきます。

※社会福祉協議会：地域福祉の推進を図ることを目的とする民間団体

#### ■地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、本市の地域福祉をすすめる上で基本理念を共有し、連携していくことが重要であることから、第2次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「本計画」という。）においては、両計画の整合性を保ちながら、一体的に策定しました。



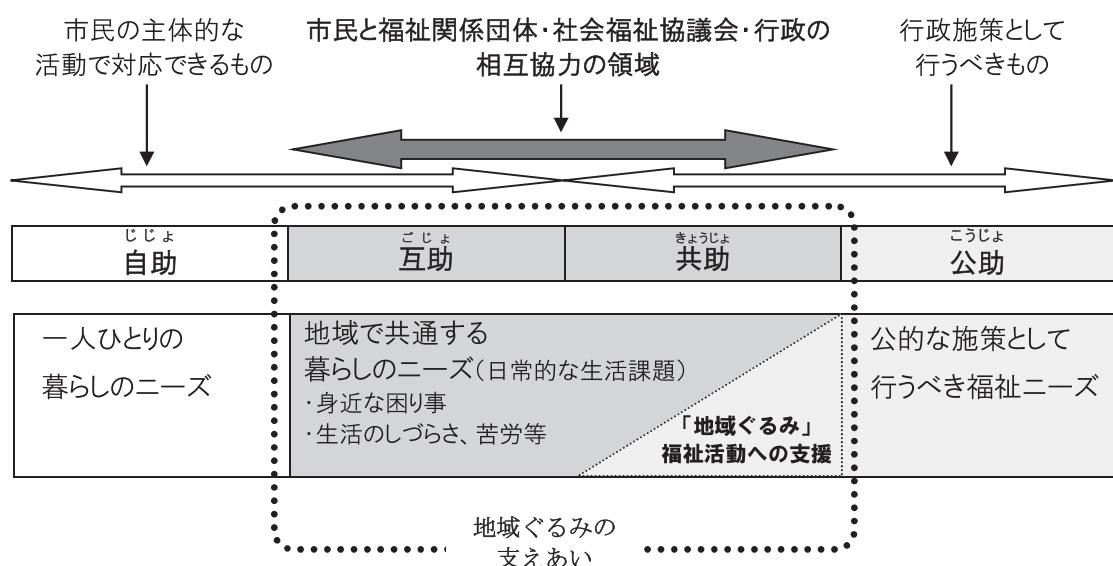
## 4 地域福祉推進に大切な四つの助けあいの視点と役割

### ■四つの視点「自助」「互助」「共助」「公助」

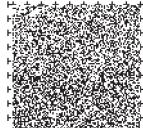
地域福祉をすすめていくためには、地域住民やボランティア団体、地域の事業者等の民間団体等がそれぞれの立場で役割を持ち、お互いに力を合わせて助け合い、取り組む必要があります。そこで本計画では、それぞれの立場での助け合いの視点を意識し、役割分担を記載しています。

#### <地域福祉の向上に向けた四つの助けあいの視点>

じじょ <b>自助</b>	本人やその家族の力で課題を解決すること
ごじょ <b>互助</b>	身近な人間（隣近所、遠方の家族等）が、お互い様の気持ちで助けあうこと
きょうじょ <b>共助</b>	地域住民、地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所等が組織化し、協働して助けあうこと
こうじょ <b>公助</b>	行政による支援や公的な福祉サービスを提供すること



公的な支援の充実はもとより、ひとり暮らし高齢者の増加や家族機能の弱体化等により、自助・互助の力が弱まっている昨今、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちが地域において組織を作り、福祉関係団体もそれをサポートし、それぞれが役割を担い活動すること（共助）がますます重要になっています。



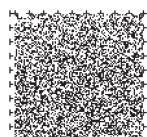
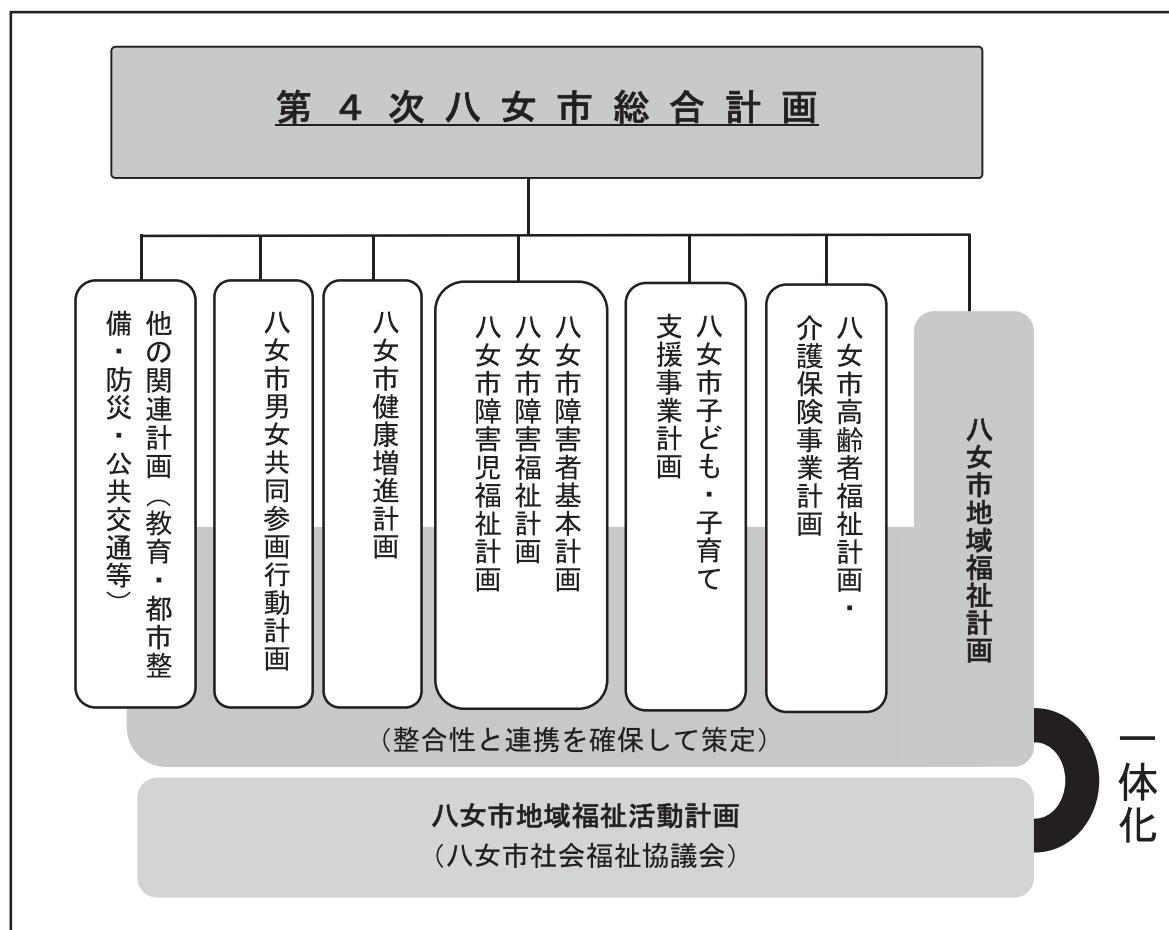
## 第2節 本計画の位置づけ

### 1 地域福祉計画・地域福祉活動計画と他計画の関係について

本計画は、第4次八女市総合計画を上位計画とし、高齢者、児童・子育て支援、しうがい者、生活困窮者支援等の福祉に関し、「地域での支えあいや助けあい」という視点で共通して取り組むべき事項を定め、関連する市の分野別計画と整合・連携を図ることで、地域福祉に関する事項を横断的につなげるものです。

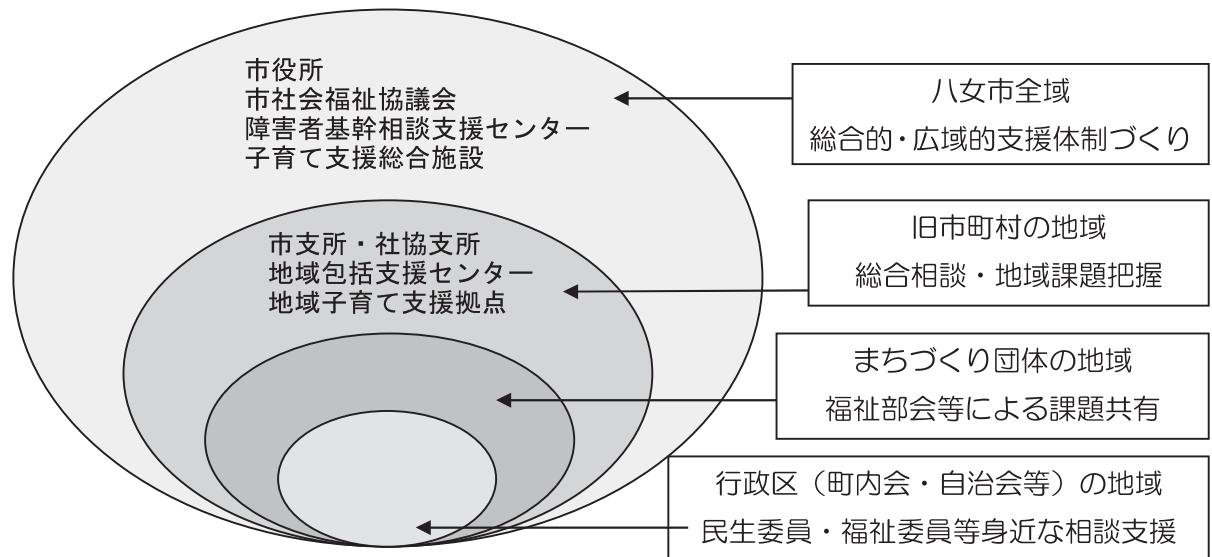
また、本計画は既存の分野別福祉計画のように対象者が限定されるものではありません。すべての地域住民、地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所、社会福祉協議会、行政機関等が、それぞれに考え、協力し、行動することを目的とした活動・行動計画となります。

#### <八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ>



## 2 本計画における「地域」のとらえ方

本計画では、市民に身近な隣近所や行政区（町内会・自治会等）の地域から市全域まで、重層的な支えあいの仕組みづくりに取り組みます。

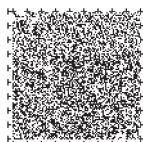


## 第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とします。

なお、社会状況の変化や関連法改正等との整合性を図るため、地域の状況が大きく変化した場合には、必要に応じて見直しを行います。

	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
八女市地域福祉計画			第1次計画				第2次計画				次期		
八女市地域福祉活動計画			第1次計画				第2次計画				次期		
八女市総合計画	前期基本計画				後期基本計画				次期基本計画				



## 第4節 計画の策定方法と住民参画

本計画は、地域福祉の理念の実現に向けて、地域住民、地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業者等の参画を得て策定を行いました。

地域住民・ボランティア団体・事業者等の参画

計画策定・公表

